個人情報ファイル簿（単票）　　【選挙管理委員会事務局】

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿システム	
行政機関等の名称	府中市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法に基づく選挙人名簿	
記録項目	1 世帯コード、2 住所、3 個人コード、4 氏名、5 性別、6 生年月日、7 郵便等投票対象者、8 失権者、9 犯罪による被害の事実（要支援者）	
記録範囲	府中市の区域内に住所を有する年齢満 18 歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き３箇月以上府中市の住民基本台帳に記録されている者。（国政選挙及び地方選挙の有権者）	
記録情報の収集方法	本人 本人以外 （基本的事項・要支援者情報については健康福祉部市民課から収集。失権者については本籍地及び前住所地選挙管理委員会から収集。）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	・広島地方裁判所及び検察審査会事務局 ・公職選挙法第２８条の２及び第２８条の３による閲覧者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）府中市選挙管理委員会事務局	
	（所在地）〒726-8601　府中市府川町 315 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	公職選挙法第２４条の規定による異議の申出	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	■有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和５年４月１日